

第34回鴨川府民会議

第1 日時 平成28年 6月10日（金曜日）午後1時30分から4時00分

第2 場所 京都府公館 レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、井上和彦、北野大輔、久保明彦、小辻寿規、小林明音、小林慧人、澤健次、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、戸田圭一、中村桂子、新川達郎、西山直美、二條雅荘、野崎隆史、藤井小十郎、柗木良子、水腰英樹、宮下勲、森井一彦、山中香奈（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市：渡辺大介（建設局土木管理部河川整備課長）

京都府：川嶋淳一（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

徳元真一（建設交通部理事）、北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ほか

【一般傍聴 0名】

【報道機関 2社】

〔午後 1時30分 開会〕

1 開 会

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第34回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は皆様お忙しいところをお集まりいただき、どうもありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます鴨川条例担当の北野と申します。よろしくお願いたします。

本来であれば、建設交通部理事の徳元がご挨拶させていただくところなんですけども、京都府議会の日程と重なっておりましておくれまいますので、ご了承願います。失礼して座らせていただきます。

それでは、本日は第5期の最初の会議でございますので、ご出席いただいております皆様を――配付しております資料の一番最初に配席図とメンバー名簿ということで、A3の一枚物がございますけれども、これに基づきまして事務局からお名前をご紹介しますので、簡単に一言ご挨拶を賜ればと思っております。名簿はあいうえお順で並んでございますけれども、有識者の先生の方、今回は17名にご面倒ということでお願いしてございます。

まず一番最初に、京大名誉教授で本年度からうちの資料館の館長もお願いしております金田章裕様でございます。

○金田

金田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

金田先生は5期目ということで、1期目から4期目までずっと座長をされておられます。

次に、同じく京大の工学研究科の教授であります川崎雅史様でございます。

○川崎

川崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

川崎先生も1期目から4期目まで副座長をされておまして、5期目ということでございます。

次に、京都鴨川納涼床協同組合の代表理事をされておられます久保明彦様でございます。

○久保

床の組合の代表理事、久保でございます。よろしくどうぞお願いたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

久保様は今度4期目ということでございます。

坂口様は本日ご欠席でございます、次に賀茂川漁業協同組合の代表理事組合長をされておられます澤健次様でございます。

○澤

賀茂川漁業協同組合代表理事の澤健次です。よろしくお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

澤様は2期目ということでございます。

次に、鴨川を美しくする会事務局長の杉江貞昭様でございます。

○杉江

杉江でございます。どうぞよろしくお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

杉江さまも1期目からで5期目ということでございます。

以降、5期目の方が続きます。志明院の住職をされております田中真澄様でございます。

○田中

鴨川の一番上流、源流に位置しますヤマヒルとダニと鹿に囲まれてる山寺の住職をしております。よろしくお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

田中真澄様も5期目でございます。

次に、JTB西日本団体旅行京都支店の交流ビジネスアドバイザーをされています土屋義信様でございます。

○土屋

土屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

土屋様も5期目ということでございます。

次に、NPO法人遊悠舎京すずめの理事長をしておられます土居好江様でございます。

○土居

土居でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

土居様も5期目ということでございます。

ちょっと名簿は飛びますけども、次に京都大学大学院経営管理研究部の教授をしておられます、今回からメンバーにご就任いただいた戸田圭一様でございます。

○戸田

京都大学の戸田でございます。よろしくお願いいたします。経営管理研究部に在籍してありますが、あわせもって工学研究科も兼任してまして、私自身の専門は河川工学とか水害です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

次に、日本野鳥保護連盟京都副会長の中村桂子様でございます。

○中村

中村でございます。よろしくお願いいたします。名称にちょっと誤りがありました。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

すいません。

○中村

公益財団法人日本鳥類保護連盟です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

最初から大変申しわけございません。公益財団法人日本鳥類保護連盟京都でございますね。副会長の、中村様も5期目ということでありがとうございます。すいません。

次に、同志社大学政策学部教授の新川達郎様でございます。

○新川

新川でございます。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

新川先生も5期目ということで、ありがとうございます。

次に、煎茶二條流家元の二條雅荘様でございます。今回からメンバーにご就任いただいております。

○二條

煎茶二條流の家元、二條雅荘です。どうぞよろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

次に、弁護士で京都府の総務部政策法務課の法務調査役としてもお世話になっております野崎隆史様でございます。今回からメンバーにご就任いただいております。

○野崎

弁護士の野崎です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

次に、北山街協同組合専務理事で今回からメンバーにご就任いただいております榎木良子様でございます。

○榎木

はじめまして。現在、同志社大学で講師をしております榎木良子です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、京都新聞社の論説委員で一京都新聞はよくうちのほうで資料として使わせていただきます。いつもありがとうございます——水腰英樹論説委員でございます。

○水腰

水腰です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

水腰様は2期目ということでございます。

最後になりましたけれども、京都府森林組合連合会代表理事専務の森井一彦様でございます。今回からメンバーにご就任いただいております。

○森井

森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、公募の方のご紹介をさせていただきます。まず一番最初に、NPO京都景観フォーラムの事務局長をされておりました、公募メンバーの中では唯一2期目を務められます小林明音様でございます。

○小林（明）

どうぞよろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ここからの9人の方は今回から新たに公募メンバーになっていただいた皆様で、まず、京のアジェンダ21フォーラムの事務局長の井上和彦様でございます。

○井上

京（みやこ）のアジェンダ21フォーラムの井上です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、滋賀県立大学大学院生の北野大輔様でございます。

○北野

北野と申します。通っているのは滋賀県の大学なんですけれども、出身は京都府ですので参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、京都橘大学の助教をされております小辻寿規様でございます。

○小辻

はじめまして。橘大学の小辻と申します。よろしく願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、京都大学大学院生の小林慧人様でございます。

○小林（慧）

こんにちは。小林と申します。僕は京都大学の大学院で森林関係の研究をしてるんですけども、先ほどご紹介があった北野と一緒に3年前から木津川でグループ河川レンジャーをやっています。よろしく願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

次に、主婦で今回参加していただいた西山直美様でございます。

○西山

西山直美と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、日本写真家協会会員であられまして、鴨川の写真をずっと撮っていただいている藤井小十郎様でございます。

○藤井

藤井小十郎でございます。どうぞよろしく願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、XOクラスターの担当理事をされておられます宮下勲様でございます。

○宮下

XOクラスターって御存じない方がいるかと思いますが、NPO法人でございます。元株式会社オムロン出身者の有志で結成して活動してる会でございます。その中の一環で鴨川を美しくする会に参加させていただいて12年になりますけれども、清掃だ

けやなくて、鴨川全体の環境保全とかあるいは治水、そういったものに少しでも貢献できたらいいかなという思いで応募させていただきました。私は、専門は人事とか総務というところで特に専門的なものはございませんけれども、市民目線でいろいろと活動させていただければありがたいかなというように思っております。

宮下です。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。

最後に、京都工芸繊維大学大学院生の山中香奈様でございます。

○山中

こんにちは。今期からよろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

以上で公募メンバー10名、今回は1名、京都鴨川ライオンズクラブの早川八須彦様にご欠席ということで、今回は公募メンバー9人と有識者メンバー16人で開催させていただいております。

次に、本日の行政メンバーをご紹介します。まず、京都市建設局土木管理部の河川整備課長をされています渡辺大介様でございます。

○渡辺（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

こんにちは。京都市の河川整備課の課長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

最後に、京都府京都土木事務所長の川嶋淳一でございます。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

川嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

あと、京都府の出席者、私は鴨川条例担当課長の北野でございます。そのほか関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、先ほどごらんいただきました「配席図」と「メンバー名簿」でございます。次に「議事次第」ということで、基本的にはこの2つ目の議事次第に基づいて進めさせていただきます。次に、最後に説明させていただきますけど、「鴨川定例クリーンハイク」ということで、杉江様の鴨川

を美しくする会さん主催の川の掃除ですね。9月4日にやる川の掃除のご案内をさせていただきます。次に、「鴨川ギャラリー（出雲路橋）除幕式及び鴨川府民会議現地調査の実施について」ということで、現地調査を5月27日にやっております、ご出席いただいた方は大変ありがとうございました。そのときに配付させていただいた資料でございます。

次に、新聞報道等ということで、右上に「回収資料」と。帰りにまた回収させていただきますけども、新聞集でございます。最後に「目次」ということで、1番目から11番目、基本的にここの皆様にもお渡ししております。もしお持ちでなければ今回、事務局に言っていただいて、持ち帰っていただいて結構なんですけど、次回以降、同じようなものをこちらのほうでご準備させていただきますので、お持ちの方はそのまま置いて帰っていただくということで、またお持ちでない方は事務局に一言、持って帰りたいと後ほど言っていただければ幸いです。繰り返しになりますが、次回以降お持ちいただかなくてもご準備させていただきますので、よろしく申し上げます。

もし、不足等がございましたら、途中でもよろしいのでお声がけをしていただければと思います。

2 議 事

(1) 第5期鴨川府民会議メンバー座長の互選等について

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、先ほどの配付資料の中の2つ目、「第34回鴨川府民会議議事次第」という資料をお手元にご用意ください。めくっていただきまして3枚目、右上に資料1とありまして、「鴨川府民会議開催要領」でございます。第5期の座長というのは、鴨川府民会議の開催要領によりまして互選するということでございます。今まで1期から4期まではともに金田様に座長をお願いしております。先ほど申しました府民会議開催要領第3条2項の規定によりまして、互選ということでございます。どなたかご意見ございませんでしょうか。

○土居

引き続き、金田先生をお願いさせていただいたらいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

金田先生ということでよろしゅうございますでしょうか。（拍手）

ご異議がないようでしたら、金田様に改めて座長をお願いしたいと存じます。

それでは、金田先生、座長席のほうによろしく願いいたします。

それでは、議事に入っていただきますが、議長は座長にさせていただくことになっております。金田先生には座長就任のご挨拶をいただいた後、副座長を指名していただき、その上で議事の進行をお願いします。

それでは、金田先生、よろしく願いいたします。

○金田座長

ご指名でございますので、座長を務めさせていただくことにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

鴨川府民会議は、先ほどからの第5期の方々のご紹介にありましたように、既に5期目でございます。ですから、9年目に入っているということでしょうか。8年たちましたね。9年目に入っているということでございます。本日は、少しこういった説明が多いと思いますけれども、お許しいただきたいと思います。議事に入りましても、先ほど北野さんのほうからありましたように後ろに番号の見出しつきの冊子があります。これで、少しこれまでの活動についてもご紹介いただいてご理解いただき、先に進めたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、先ほど事務局から説明がありましたように、副座長は座長からお願いをするということになっておりますので、これも恐縮でございますが、引き続きをお願いしたいと思います。川崎先生、どうぞよろしく願いいたします。

○杉江

その件でちょっと。

○金田座長

はい。

○杉江

私がちょっと感じているのは、規約には載っておりませんが、今期からかなりの委員さん方の数ですので、できれば副座長にもう一人入れていただいたらどうかと思うんですけども。座長、いかがですかね。

○金田座長

副座長を2人ということですか。

○杉江

はい。

○金田座長

ちょっと待ってくださいね。規定にはどうなってるのか。

○杉江

規定には載ってないと思います。

○田中

規定はありません。規定は出てません。大丈夫です。

○金田座長

そうしますと、大変お役所的な、だんだんお役所に近づいておりまして申しわけございませんが、ただいまのご提言を検討させていただくことにいたします。すぐに規定にないことをするというわけにいきにくいと思いますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○杉江

よろしく申し上げます。今年度からかなりの数の委員さんですので、川崎先生もかなりお忙しいということも聞いておりますし、もう一人、副座長を置かれてはどうかなど思いましたので。よろしく申し上げます。

○金田座長

いずれにしろ、川崎先生、ご面倒をおかけします。よろしく申し上げます。

(2) 鴨川の整備について

○金田座長

それでは、これで実質的に第5期のスタートを切ることができるようになりますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。ただいまのご提言の件につきましては、事務局とも相談させていただきまして、改めて次回にはご報告できるようにいたします。

それでは議事の2番目でございますが、本日は16時までの予定でございます。初めての方は面食らわれると思いますが、私はこれまでも悪い実績がございまして、終了の時間にきちっと終われないというか、そういうことがしばしばございましてご迷惑をおかけいたしますけれども、しかしながら、同時にこの府民会議は会議メンバーの方々のご意見を十分にお伺いするというのが趣旨でございますので、そういうふうにご迷惑をおかけしたいと思っております。しかし、それと裏腹の関係で、どうも時間の厳守という点で私はあんまり能力はございませんので、余りに遅くなりそうだったらお叱りをいただき

たいと思いますけれども、そういったことでよくない実績があるということをちょっとお含みいただけましたらありがたいと思います。

それでは、議事の2番目です。「鴨川の整備について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

（2）番の鴨川の整備につきましてご説明申し上げます。私は京都土木事務所河川砂防室長の林でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の資料で、右肩に「資料2」と書いてあるページまでおめくりいただきたいと申します。下にページ番号も打ってございますが、私のほうからは2ページと3ページ、4ページ、5ページまで、これが資料2という形になってございますので、合計4枚をご説明させていただきたいと申します。

まず最初に2ページ目でございますけれども、鴨川・高野川の平成27年度の整備内容ということでご説明させていただきたいと申します。昨年度までに実施した内容についての説明でございます。真ん中に鴨川と高野川の図面が載っておるんですけれども、その左右に四角囲みが書いてあると申します。それを説明させていただきたいと申します。

まず、左上の①と書いています赤囲みのところでございます。これは柘野地区の、ちょうど柘野堰堤の上流側になるところでございますけれども、こちらのほうの中州の管理ということで、ここ数年の大雨で非常に堆積した土砂、これを撤去する工事の内容でございます。既に、この4月までに5,000m³の土を搬出しているということでございます。これにつきましては、先月5月27日のギャラリーの除幕式のときに現地調査で皆様に見ていただいたところでございます。

ページの右側に移りまして②の四角囲みでございますけれども、賀茂大橋の上下流のこれも中州の管理ということで、堆積土砂の撤去でございます。3,000m³ほどの土を撤去してございます。この柘野堰堤から二条大橋の間につきましては、平成21年度から10年サイクルで順次中州の撤去をしているところでございまして、その一環として進めてきたということでございます。

それから、左の四角囲みで③でございますけれども、仏光寺口から五条大橋の右岸についてでございます。ここは公共空間の拠点整備ということで、園路整備を実施してございます。自然色舗装を約70mほど施工したということでございます。右側に移りまし

て、④番のところは勸進橋から水鶏橋の右岸でございます。これも公共空間の拠点整備ということで、先月5月7日に竣工式を行ったところでございます。園路整備あるいは植栽といったところを900mにかけて竣工したということでございます。

その下の⑤でございますが、ここからは治水対策ということで、水鶏橋と竹田橋の間の右岸で護岸整備を実施してございます。高水護岸の150mを実施したということでございます。左側の⑥でございますが、鳥羽大橋の上下流の右岸につきまして護岸整備、低水護岸の120mを実施したということでございます。

以上が平成27年度に実施した主な整備内容でございます。

1枚めくっていただきまして3ページでございます。こちらのほうが同じく鴨川・高野川の今年度、平成28年度に実施する主な整備予定の内容でございます。右側の①の四角囲みでございますけれども、大分上流のほうの施工箇所になっておりまして、八瀬花尻にあります美濃瀬橋の下流のところでございます。ここ数年の大雨で大きな被害を受けてございまして、こうしたところの護岸の修繕を約40mにかけて実施するということでございます。

左側の一番上の四角囲み、②番でございますけれども、北山大橋から北大路橋間についてでございます。先ほど申しましたとおり、二条大橋より上流については10年サイクルで計画的な浚渫の実施を行っているところでございます。今年度につきましてはこの北山大橋から北大路橋間について堆積土砂の撤去を実施していきたいと考えてございます。

その下の③の四角囲みでございますけれども、先ほどの延長に当たるところで仏光寺口から五条大橋の右岸についてでございます。園路舗装の関係を100mにかけて実施していくということでございます。

その下の④番でございます。水鶏橋から竹田橋の右岸で、この前竣工した勸進橋－水鶏橋間の下流側に当たるところでございますけれども、その間の高水護岸を引き続き実施していくということでございます。右側に移りまして、⑤番の四角囲みでございます。鳥羽大橋上下流の右岸でございまして、これについても引き続き低水護岸を350mにかけて実施していくということでございます。

左下⑥番でございますが、京川橋から西高瀬川の右岸についてでございます。こちらのほうは治水対策を実施するというので、河川断面を広げるといった工事で護岸整備を予定しておりますけれども、今年度は用地買収を実施していく予定をしています。右

側の⑦番でございますけれども、京川橋から桂川合流点までの間につきまして、こちらでも治水対策ということで河道を広げる、河川断面を広げるといった掘削工事を行う予定でございます。

以上が鴨川・高野川の平成28年度の主な整備予定内容でございます。

次の4ページは、「鴨川ギャラリー整備について」ということでございます。図面ですけれども、これは平成24年度から実施してございまして、全体で10カ所を予定しております。これまでに6カ所の整備を既に完了してございます。この図面の中で、黒丸の中にH27とかH24と書いてあるところ、これが既に実施した箇所で、中に実施した年度を示してございます。例えば出雲路橋というのが一番上にありますけれども、これは先日除幕式でもお世話になりましたところございまして、既に実施した箇所で平成27年という形で数字を入れてございます。

残っていますのが、上から2つ目の葵橋が残ってございます。それと、あと緑色の丸で示してございます賀茂大橋・荒神橋・三条大橋といったところが、まだ未整備のところでございます。

次の5ページに、先日、鴨川ギャラリーの出雲路橋の除幕式を行った際の写真をつけてございます。府民会議のメンバーの方々にもご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

今年度ですけれども、先ほど申しましたように、下の枠囲みの中に書いてございましており葵橋左岸で予定してございます。テーマといたしましては、今のところ「葵橋と市電」ということで考えている次第でございます。また、その左右にベンチ等を配置する予定にしております。この京都市電でございますけれども、明治45年から昭和53年にかけて走っておった市電でございまして、この鴨川を含め、全線合わせて9本の橋を往来してございました。また、この葵橋を通る市電につきましては昭和31年に開通したということで、市電が通る橋の中では最後に開通したと聞いてございます。葵橋を挟んだ両側に、東詰と西詰でございますけれども、駅が設けられていたと聞いてございます。こういった内容を、このギャラリーの図面の中に入れ込んでいきたいと考えてございます。現在、このギャラリーの詳細な図面等を設計しているところございまして、今年度工事を実施して、また皆様にお披露目させていただきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

そういたしますと、ただいま説明していただきました鴨川の整備についてでございますが、何かご質問はございますでしょうか。基本的に、これまでやってきたことのご紹介をいただいたわけですが。

どうぞ。

○澤

賀茂川漁業組合の澤です。

これ、河川整備の話なんですけども、川の工事において——うち今、漁業権というのがあるんですけども、それに対して余りにも今までから濁り対策とかが全く行われず、全く行われない場合もあるし、していても効果のないようなもので、濁りで川に泥をかぶすとか、そういうことで結構被害が大きいんです、常々。そういう対策を業者さんと打ち合わせをするんですけども、濁り対策っていうのが、そもそも沈殿層の性質とかそういうところが土木さんから出てくる図面に入っていないと。だから、自分たちの出費でやらなあかんと。だから、そういうような濁り対策をするのが非常に苦しいとかよく言われるんですよ。

そういうところ、濁りの対策、環境への配慮というのをもうちょっと予算づけしてしてもらえないところかなあというのが1点と、この中州の管理という土砂をあげるときに、うちが今よくやってもらってるのがワンドの整形をしてもらってるんです。これはどこでも大変効果的で、ワンドをつくるとほんまにその年のうちに魚がうまくいけば数百倍、数百倍になるっていうのはそもそもの魚が少な過ぎて、状況がよければあつという間にふえたりするんですよ。

このワンドづくりに関してなんですけども、きょうもちょっと上流の西賀茂のほうでこの前ワンドが春に完成したところへ行ったんですが——前から僕が土木さんに言うてるのは、ワンドをつくると必ず、いうたら水がとまった状態になりますよね。ほんなら、これは浅くべたんとつくってしまうと水がとまるんですけども、上流部を少し深くしておくと川から伏流水というのが絶対湧くんですよ。そうすれば、ワンドの中が常にきれいな状態で維持される。ところが今回、浚渫に伴ってワンドをつくってもうたところが、浅く真っ平らのただの水たまりになってる。だから、湧き水がなくて藻が異常繁殖して、それが腐ってしまうと。だから、僕は常々、土木さんにもワンドをつくるに当たっては必ず深い場所をつくってくださいと。そうしたら、湧いた水が入ってきて常にワンドは

きれいな状態が維持されると。

今回もそういうなんでならなかった、現場を見てもうてやっぱり浅いワンドと——ほんで、賀茂大橋のところでワンドをつくってもうたんやけども、こちらは深さが維持されてるんですよ。ほんなら、常にきれいな状態、水は本流の川よりも、やっぱり湧いてきた水やからはるかにきれいなんですよ。こういうところは夏にも水温が低かったり、いろんな生き物が避暑地に使えたりとか。ほんで、そういうところから低い水温の水が流れることによって、本流筋の水温も多少下がると。ほんなら、夏の高水温になると、今の鴨川のつくりではどんどん温水になってきてるんやけども、これ以上温水すると、各堰堤ごとにワンドもなにも関係なくて藻とかが異常発生して、物すごく汚くなるんですよ。

こういうなんを改善するためには、川に起伏を設けて、しっかり伏流水とかそういう湧き水が出るようなつくりをしていかんと、異常な高水温になったりする場合がありますよ。それで、いつも浚渫するたびに真っ平らにしてしまう。やっぱりいまだに土木さんの頭では、河床も全て平らにしたいっていう意思がどうもあるように思っただけ。土木事務所さんもそうやし、やっぱり業者さんも、レベルというのがあるんですよ、図面には。絶対に平らというのが。その頭を物すごく持っておられるんで、川に起伏をつけるというのに物すごく抵抗を持っておられるんですよ。

やっぱりこの辺、環境を配慮することによって、ちょっとした起伏で大きな効果が得られるんですよ。そういうような川づくりというのを、浚渫のときとかに目指してもらいたいですね。ほんで、川に魚がふえることによって——昔からやっぱり鴨川の魚というのは食文化として歴史があって、こういうなんを徐々にでも復活していけるような方向性を出していただければどうかと思います。

すいません。長くなって申しわけないです。

○金田座長

ありがとうございます。

工事の際の濁りの対策と、ワンドをつくる時に湧水を導くことができるような構造を考えてほしいという話ですが、何か事務局のほうでお話しされることはありますか。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

まず1点目の工事のときの濁水ですとかそういった濁りの関係でございますけれども、我々も好き好んで濁水を出しているわけではございませんで、当然、工事を行うときに

は少しかけ樋を設けたりとか、濁水をためるような施設をつくったりとかして、極力出さないようにはしてるんですけども、何分、日々水量が変わったりですとか雨が降ったりする関係もございまして、どうしても濁りを100%発生させないということはなかなか不可能に近いという状況がございまして。ただ、おっしゃることはよくわかりますので、今後とも濁りの少ないような施工方法を考えたり、工夫していきいたいというふうには考えてございます。

それから、2点目のワンドの関係でございましてけれども、特に浚渫のやり方ですね。先ほど澤様のほうから、土木は真っ平らにしないとだめだというようなご意見も伺ってるんですけども、もしかしたら治水上は理想なのかもしれませんが、決してそういうふうな施工をしてるわけではなくて、例えば柘野堰堤から二条大橋の間については中州・寄り洲、それを全て取るのではなくて、おおむね土の量の大体8割ぐらいを取って、2割を残すような施行法をとっています。できるだけ寄り洲は残しつつ、また中州についてもちょうど真ん中ぐらいを取って、中州の水際のところは極力残して、水生生物なんかへの影響を極力少なくするように、そういった自然環境にも配慮しながら工事を進めているというところでございまして。我々もまた、こういったご意見を賜りましたので、少しでも影響が少なくなるように考えてこれから工事を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

改めて申し上げるまでもないことではあるんですけども、本日が最初の委員の方々もいらっしゃいますので、この会議の性格についてちょっと申し上げておきたいと思っております。

この会議は物事について議決をする場ではございません。議決はもちろん府議会のほうでなさるわけですけども、ただ、鴨川条例の要綱では河川管理者の京都府知事は鴨川府民会議の議論を尊重して施策を進めるということになっておりますので、ここでの議論を十分に酌んで進めていただくというようなことになろうかと思っております。したがって、今のご議論は大変貴重なご議論でございまして、これもそれを踏まえて、具体化するためには事務局ないし京都府のほうで検討を進めていただくと。その報告はまた後ほどいただきますけれども、というような形で進めたいと思っております。どう

ぞよろしく願いいたします。

はい、事務局。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そしたら、資料の説明のほかに補足してちょっと説明させていただきますと、今お手元にお配りしてますこの分厚い冊子なんですけど、通称「鴨川セット」と呼ばせていただいております。これを見れば大体のことがわかるんじゃないかなということで、今、金田先生がおっしゃったことを資料でちょっとだけ補足説明させていただきたいと思っております。

鴨川セットのインデックスの「2」のところをごらんいただきますと、一番最初に鴨川条例のチラシがございます。その次に、鴨川は公園にもなっておりますので、「かもがわWALKマップ」がございます。次に、鴨川ギャラリーの整備がございます。次に鴨川ギャラリーのパンフレットがございます。その次が、「鴨川府民会議の基本的性格について」ということでございますけれども、説明をちょっとだけさせていただきます。

京都府が府議会の議決をいただいて、京都府の鴨川条例というのをつくってございますが、その中のまず第24条というのがありまして、上のほうに「第5章 府民協働の推進」とあって、ここに皆様に今メンバーになっていただいている「鴨川府民会議」ということで、条例設置の会議でございます。

ちょっと読ませていただきますと、「第24条 知事は、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する事項について、府、府民、事業者及び京都市が意見を交換するため、鴨川府民会議を開催するものとする。」ということで、2項といたしまして、「参加者は、鴨川府民会議における議題を提案することができる。」と。3項といたしまして、「意見交換の内容を参考として、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する施策を実施するものとする。」ということで、ブレインストーミングではありませんけれども、基本的にはいろんな人の鴨川に関する意見を聞かせていただいて、先ほど座長もおっしゃったような形で、皆様の意見を参考として最終的には私どものほうで決めるということでございます。

ちなみに、第27条（条例の見直し）でございますけれども、「知事は、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する課題について、鴨川府民会議における意見交換の内容等を勘案して検討を加え、必要に応じ、条例の見直しを行うものとする。」ということでございます。基本的には先ほど申し上げましたように意思決定の機関ではございません

けれども、条例改正をするにも皆様の鴨川府民会議から、澤様の貴重なご意見を初めいろんなご意見をいただいて、いろんな立場の方から、批判するというよりはどちらかというとブレーストーミング的なことで、それぞれの皆様のご意見をいただくというふうな、条例設置の会議となっております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

少し余計なことを説明させていただいておりますが、5期目の第1回目でございますのでお許しいただきたいと思っております。

それでは、この議事の2番目「鴨川の整備について」、ほかにご質問などございませんでしょうか。

○川崎

ちょっと1点よろしいでしょうか。

○金田座長

はい。

○川崎

先ほど、澤委員から非常に重要なご指摘をいただいたと思っております。起伏ということを考えてというのは、スケールのどのぐらいの、例えば何メートルぐらいで伏流水を狙うとか、位置も含めて。ご専門なので教えていただければありがたいです。

○澤

僕らは川は生きもんやっけやけども、箇所箇所によって全く違うんですよ、条件って。だから、僕としては、現在ワンドとかつくってもうて成功例は実際ちょっとまだ数字に出せてないところが、ほんま申しわけないところなんやけども、僕ら実際観察してても、今現在、西賀茂でつくってもうてるワンドなんかにも魚は大量にいるんですよ。この間まで全然いなかったところが、藻が発生してる中にうじゃうじゃ魚がいますわ。こんな状況、僕ほんまにここ何年見てへん、何十年見てないいうぐらいすばらしいことやと思ってるんですよ。

ただし、ちょっとワンドの形状が全体に浅過ぎてその上流部が、多分水が入ってこないんやと思うんやけど、藻が枯れ始めてるんですね。これ多分、浅くて日が当たる、ほんで水温が上がる、その一部に湧水がないがために——ほんで、ワンドと本流つなげ

てる部分があるんやけども、その辺は緑の青々した苔が生えてるんですよ。ところが、上流へ行くと黄色く枯れてると。ここは間違いなく高水温で、多分酸欠状態になって苔が死に始めてるんですよ。だから、上流部から下流部に水は当然流れるもんやから、上流部にたとえ30cmでも50cmでも深みがあると、ないのとは全然違うんですよ。今現在、その現場では深いところでも20cm、ほんで上端はそんなんやけども、中間部分はところどころ水が湧いてるところがあるんですよ。ほんで水が生きてるんですよ。

だから、場所によって違うけども、起伏はたとえ二、三十cmの起伏でも、例えば川の底に帯みたいに土が盛り上がってるとするでしょう、たとえ30cmでも。ほんなら、上を通る水はあるけども、絶対にすき間を流れていく水があるんですよ。ほんなら、これだけでも多少温度を下げたりする効果ってあるんですよ。だから、ほんまに起伏があるかないかっていう、わずかなもんでもいいんでとにかく起伏をつくる。

僕よう言うんやけども、川を重機走るでしょう。重機走ったキャタピラーの跡を、昔ようわざわざガァーッとならしたりしてたんですよ。ほんで平らにする。走ったら走ったままでええやないかって僕は言うんですよ。ましてや、水の中なんか走ったままでこぼこがあっても、ひと雨来ればまた平らになるんですよ。逆に、ちょっとでもくぼみをつけとくと、それを中心にちょっとくぼみが広がったりとか、川っていろんな変化するんですよ。

だから、変化のない仕上げをしない。真っ平らやと、ほんまに水が出てもばあ一つと表面流れてしまうから、それ以上変化しないんですよ。だから、少しでも変化をつけてもらいたいっていうのが、生き物の目線から見ると思うんですよ。少しでもいいんですよ。場合によっては。

○川崎

生き物にとっては多孔体と起伏というのが、すごい重要だということがよくわかりましたので。ありがとうございました。

○澤

大変重要です。よろしくお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○小林（明）

すいません、ちょっと不勉強で教えていただきたい、質問なんですけれども、2ページ目と3ページ目の③に当たるのかなと思うんですけれども、園路整備のときの園路以外の部分は芝生での仕上げになるんでしょうか。という質問と、河川のこういった整備をされるときの植生の整備方針みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

○金田座長

事務局に説明していただきますが、高水敷の土系舗装のほかの部分の方向性といえますか、考え方ですが。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

この舗装部分以外のところは、基本的には芝を植える予定にしています。植生の種類ですか。

○小林（明）

芝生を植えることによって護岸にどんない影響が与えられるのかとか、例えば洪水が来たら芝生って結構流れていってるところを見てしまうので、根づくまでに時間がかかるのかなと思っているんですけれども、川と芝生の関係が相性がよくて選んでおられるのか、それ以外の理由があるのか教えていただければと思います。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

芝生を植えても、例えばそこに洪水が来て上に水が流れてしまうと非常に剥がれやすいという状況は確かにあります。芝を張ることによって景観にも配慮できるということもございますし、芝をいかに根づかせるかということは確かに一つの課題にはなっています。根づかせるためにはやっぱり人の入らない区域を一定つくって、養生というのが必要になってくるんですけれども、なかなか人が多いということもございますので、そういったところも考えながら工夫して芝の養生もして、きれいな景観をつくっていくということで努力しているところでございます。答えになってないかもしれませんが。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

補足いたしまして、先ほどの条例セットの中の同じ2のところ、京都府の鴨川条例のパンフレットをごらんいただきますと、鴨川条例というのは3つの目的がありまして、上のほうに書いてありますけれども、「鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして。」ということで、河川管理者としては非常に難しい課題を3つ掲げております。その中で、また後から皆さんに一番ご議論いただきやすいことではないかなと思いますのが、親しまれるものとして次の世代に引き継ぐという点から課題を一つずつ確認する

ということでございます。

次のページをごらんください。これは「かもがわWALKまっぷ」といって、緑色の区域が都市公園法による都市公園に指定されています。例えば、緑色の中で三条―四条間で言いますと、上のほうから見て右岸、左岸というふうになりますけど、右岸のほうは緑色に塗ってあって都市公園でございます。左岸のほうは何も塗ってないので都市公園ではございません。基本的に、都市公園の中は「より親しみやすい」ということで皆様に公園として活用してもらおうという、基本的にはそういうスタンスのもとに、芝生とか景観とかも――いろいろご意見はありますでしょうけども、そういった形で公園指定してありまして、芝生も植えたりといったことでやらせていただいていると。基本的な考え方はそういったことでございます。

○金田座長

よろしいでしょうか。

○川崎

今のご指摘ですけれども、芝生を基調にしてるといというのは、歴史的にいうと風致という考え方が近代に出てきて、山の上と水の上というのがあって、文化と自然というのは融合することが大事だと思ってるわけですね。芝生というのは周囲の山とか、立ち木は洪水阻害にもなりますけれども視線阻害にもやっぱりなることがあって、そういう意味では座れるということが非常に重要だと。ただし、手がかかりますので、先ほどのお話の洪水だとかのときには、三条―四条間の整備のときもそうだったですが、網ネットを張って流れないような芝生にすると。

それから、京都の文化として庭園の文化ということで造園業とかが発達してますので、その造園の管理の方々とかも含めて一つの庭のような形で考えていると。上流から下流まで比較的芝生の整備というのも多いですし、ここに載ってる水鶏橋のあたりですと、道路整備なんかでたしか北山の廃材とかをチップにして、北山木材でしたかね、廃材をチップにして、今度新たな試みをされていたり。とにかく、自然素材でもってきちっと川と文化的な行為なんかも含めて整備していくというのが、一つの昔からの基盤だと思います。そういう整備の基盤の上にあるということをご理解いただけたらと思います。

○金田座長

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小辻

整備に関してなんですけども、この間、整備を見に行かせていただいた際に非常に、整備だけじゃなくて、鴨川ギャラリー等への配慮、景観を気にされたギャラリーですね、木目のようなものを含めましてつくられていたと思うんです。ただ、注意喚起の掲示板に関しまして、ちょっと話はさせていただいたと思うんですけど、非常に目立つのでいいのかという話もあるんですけども、裏側もただの銀色だったりしまして、こんだけ景観だ何だということで床も含めましていろいろとお願いしてる中であれが非常に目立って、美しくないのかなあというのが思うところなんです。そういうことも含めまして、今後、掲示板等の、目立つということは大事なんですけど、裏側等は目立たないようにするですか、そういうふうな方法とかを考えておられるのかどうかというのちょっとお伺いしたいなと思います。

○金田座長

お願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

貴重なご意見ありがとうございます。そういったことも含めまして、ただいま先生のご指摘がありました事項については、裏側が汚いというのはなかなか私どもも気がつきません。なんですけれども、ちょっとまた現認させていただきまして、そういったことも含めて私どものほうでは、後から説明させていただこうと思いますけど、条例セットの8番に26年度から30年度ということで、こちらのほうを見ていただきましたら、「千年の都・鴨川清流プラン」とあって、その中の4番の具体的施策で「安心・安全の鴨川をめざして」と。その次に「千年の都・京都の美しい鴨川をめざして」、「より一層多くの人々から親しまれる鴨川をめざして」ということで、この3つの目標を掲げまして、具体的に冊子でご提案させていただいて、これに基づいて整備なりをしていこうと。

中に入ってるものは、なかなかまだ実施されていないもの、予算的なこともございますし、3年連続の災害等もございましたので、できてないことがございますけれども、「安心・安全」と「美しく」というのは、基本的には役所の仕事ということで認識しながらやっていただきます。そして、今、先生がご指摘のような「美しく」と、それから「多くの人々から親しまれる鴨川をめざして」というようなところは、ご意見をいただきながらできるものからやっていただいて。

ただ、鴨川ギャラリーにつきましても、平成24年に府民会議で——河川管理者としては、私がこういったことを言うのはあれですけども、一方では、ああいった鴨川ギャラリーをつくと木がひっかかったりするのかなというご意見もありますので。なんですけど、まあしかし、橋の下から文化の発信ということで鴨川府民会議で24年に試行的にということで、現在6カ所目でございます。皆様のご意見をいただきながら進めさせていただいてますので、またそういったご意見、今後議論しようということを含めてご意見を頂戴できればと思います。ありがとうございます。

○小辻

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思ひまして、そういうことも含めまして学生とかにもいろいろと一緒に考えてもらう場を設けたりとか、そういうことも含めてやっていけたらいいのかなあと。私の授業でも協力できるかと思ひますし、そういうのかなあというふうに思ひました。ありがとうございます。

○金田座長

ただいまの例に出ました鴨川ギャラリーというのも、府民会議でどんな方法がいいのかということに関しましては随分議論をしていただきまして、結果的にああいう方式になったという経緯がございます。ともかく、鴨川を散策する人は大変多いんですけども、もともと橋の下のところがあんまり快適な状態ではないので、それを改良するためにどうするのかという議論から始まった一つの方向でして、そういったことが橋の下で行われてますし、下流のほうで以前には随分不法な利用が行われていたということもございますが、それもほとんど基本的には解消いたしました。ただ、環境整備はまだ十分に完了はしておりませんが。

そういったような議論をここで随分繰り返していただきまして、紆余曲折を経ながらそういう方向に至っているということをご理解いただけたらと思います。

それで、私もそうですが、そういえば看板の裏側は確かに見たことがないなあと思ひまして、大変貴重なご指摘をいただいたと思ひます。早速検討していただこうと思ひますので。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○山中

失礼します。大学院で建築を学んでいる学生になるんですけども、その関係でちょ

つとあの場所に、鴨川ギャラリーに立ってみて思った感想です。上を見上げたときに、ちょうど橋の排水のパイプが、立って見る人にもしかしたら排水がかかるのではないかなという位置にありましたので、今年度も行われるそうなんですけども、今後ギャラリーの設置の際には、そういったものとの位置どりというのを意識していただけたらいいのではないかなと考えました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

貴重なご意見ありがとうございます。

私どももまず一番最初に、景観もそうなんですけど設置する際に、24年のときに試行的にということで鴨川府民会議で議論して決めていただいた場所に設置するという事で決め手にさせていただいているんですが、実際に現場に行けば例えば非常に狭かったり、今、山中さんがおっしゃったように橋の下が非常に汚かったり、橋の補強をしてたりという時期的なこともございます。そういうのも勘案して、鴨川ギャラリー「橋の下から文化の発信」ということで、あそこは非常に暗いので、そういった形でできるだけ今の鴨川の中で適当なところを選んでやらせていただいておりますが、京都市さんとも連携して、今後とも場所の選定についてはやっていきたいと思っております。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

失礼します。少し補足させていただきます。先日除幕式が行われました出雲路橋のところでは、ちょうど排水管が真横に出てきていて水がかかるのではないかとのご指摘かと思っておりますけれども、京都市さんが管理されている橋梁ということもございまして、すぐに京都市さんと調整を行いまして排水管の出ているところを少し切って、またパイプで川のほうに持っていくようなことを実施するという事で決まりましたので、間もなく対策ができるのではないかと思います。

また今後についても、そういったところもちゃんと点検しながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○金田座長

ありがとうございました。

ほかにご質問などはございませんでしょうか。

○戸田

資料2のところ、平成27年度と28年度の整備及び整備予定内容なんかを詳しく説明されているんですけども、明らかに鴨川の特に下流のあたりはまだまだ治水能力が低くて、護岸整備等を進めておられるのはよくわかるんですが、できるだけ下流下流から進めていくのが基本ですので、例えば一番下流のところの河道掘削とか、そういうところはできるだけ早く進めてもらいたい。

それと、護岸整備も、恐らく用地買収とかさまざまな要因があつてなかなかうまくいかないと思うんですが、これもできるだけ下流から下流から攻めていくのが標準的な方法ですので、できるだけ下流のほうからうまく整備していかれると大変ありがたいなと思います。一部コメントですけども。

○金田座長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

事務局、どうぞ。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

今のご指摘の件でございますけれども、確かにご指摘のとおり、河川は下流側から河川を拡幅して治水安全度を高めていくというのが基本的な考え方だと思います。我々もその考え方に基つきまして、合流部の下流部のところについても順番にやっていってるところでございますけれども、先ほど委員ご指摘のとおり、どうしても用地買収というのが滞ってまいりますので、用地買収をしながら進めているということでございます。そこは常に優先的にやりつつ、もう少し上流のほうについても、下流側に影響を与えないような河川整備というのを同時に進めていってるということでございますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○小林（慧）

すいません。不勉強なものでちょっとよくわかってないんですけども、中州管理をしたときに土砂とかそういうものを撤去することなんですけど、こういった土砂がその後どこに行つて、またそれをどういうふうに使っているのかとか、そういうこと

に関して少し教えていただければと思うんですが。

○金田座長

ちょっとこれまでの経緯を少しご説明させていただきますと、中州の管理は非常に難しい側面が多いので、つまり単にそれを取ってしまえばどうなるというのではなくて、出水したときにまた大きく変化したりいたしますので非常に難しいということで、いろんな検討を進める中で、現在のところは対象地区を毎年設定しながら、そのところの中州の取り方を含めて――先ほどもちょっと話がありましたが、真ん中を通してみるとかあるいは寄り洲のほうも削ったこともございますし、いろんなことをやまして、それでそのデータをどういう状況になったということも報告していただきながら、まだ模索を続けているというのが実のところ正確な話です。

というのが全体的な状況ですけれども、事務局で何か今の話で、特に取った土砂をどうするのかという話もございましたので、どうぞ。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

中州の取り方については今、座長さんがおっしゃられたとおりでございますけれども、取った土砂は城陽市にあります山砂利跡地のところにまで持って行ってございまして、ちょっと距離があるんですけれども、そのところで山に戻していくというようなところに土を持って行ってということでございます。

○小林（慧）

それは木津川の流域のほうにということですか。城陽市というと。

○林（京都府京都土木事務所河川砂防室長）

そうですね、流域的には木津川になるかと思います。

○金田座長

西側の丘陵の上です、段丘の土砂を取った跡の。よろしいですか。

それでは、一応この2番の「鴨川の整備について」というところのご報告に関する議論は終わったということにさせていただきます。

（3）鴨川四季の日について

○金田座長

それでは、議事の3番目に入らせていただきます。「鴨川四季の日について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○追矢（京都府建設交通部河川課主事）

京都府河川課の追矢と申します。よろしく申し上げます。失礼して着席して説明させていただきます。

お手元の資料の資料3、ページ番号でいうと6ページから9ページまでの合計4ページです。この「鴨川四季の日」なんですけども、鴨川条例の25条に規定されていまして、「鴨川等の歴史と文化に関する理解を深める取組、河川愛護意識を醸成する取組及び鴨川等の四季の魅力を全国に発信する取組。」、こういった取り組みが促進される契機とするために設けられた日でございます。

6ページについて説明させていただきます。「鴨川四季の日～春～（平成28年4月2日（土）～4月10日（日））」ということで、このあたりの期間で取り込まれるイベント等をホームページや府庁の展示ロビーで紹介し、本日出席されています杉江様所属の鴨川を美しくする会主催で開催されております鴨川茶店への条例啓発ブースの出展で啓発をさせていただきました。

続いて、7ページです。こちらは「鴨川四季の日～夏～」の取り組みということで、期間案は平成28年8月6日から8月15日までのおよそ10日間です。そのあたりに開催されるイベントということで、納涼床ですとか祇園祭の神輿洗式、この後の議事で紹介させていただきます鴨川納涼2016や京の七夕、五山の送り火等について、ホームページやイベントでのブース設置等で広報をさせていただきたいと思っております。

その中で、「鴨川探検！再発見！」ということで、8ページなんですけども、こちらは京都府の河川課と京都土木事務所で開催しているものです。「『鴨川の生きもの観察&水質調査』の開催について」ということで、6月6日に報道発表させていただいております。実施日は平成28年7月10日（日）の10時から15時までで、京都土木事務所の横の北山大橋の周辺で実施させていただきます。NPOの自然観察指導員の方がお越しになって、お子さんと親子そろって鴨川の自然環境について勉強していただく機会となっておりますので、あわせて紹介させていただきます。

ちょっと短くなってしまいましたが、以上です。

（4）鴨川納涼2016・京の七夕について

○金田座長

ありがとうございます。

議事の4番目は、先ほどの説明にもありました「鴨川納涼2016・京の七夕について」ということですが、これも続けてまず説明をお願いいたします。

○小林（京都府観光連盟）

京都府観光連盟の小林と申します。

私のほうから「鴨川納涼2016」の開催についてご説明させていただいた後に、引き続き観光振興課の四辻副課長から「京の七夕」の説明をさせていただこうと思います。

それでは、資料の10ページをごらんいただけますでしょうか。こちらが「鴨川納涼2016開催要領」になります。鴨川納涼につきましては、鴨川の美化啓発活動としまして昭和44年から実に半世紀近くも開催されておられまして、日ごろ鴨川を電車やバスから遠く眺められているような方々にも河川敷におりてきていただきまして、河川愛護ですとか環境保全に思いをはせていただく非常によい機会として定着していると考えております。

このイベントが、京都府を中心とする鴨川納涼実行委員会の主催という形に変わりましたのが平成26年度からになりますので、まだ日が浅いわけなのですけれど、このイベントを少しずつ発展させていきまして、これまで成功させてこられました皆様の精神をしっかりと引き継いでまいりたいと考えているところでございます。

「鴨川納涼2016」につきましては、京の七夕の開催期間の冒頭2日間という位置づけになりまして、8月6日（土）と8月7日（日）に実施予定でございます。開催場所につきましては例年どおりでございます、三条大橋から四条大橋の右岸河川敷、西側です、のほうで本年度も予定しているところです。

イベントの内容は、河川美化・環境啓発エリア、伝統産業PRエリア、府内及び全国の物産エリアという、大きく分けてそういった分け方で実施するほか、友禅流しの実演、これは外国人の観光客の方にも非常に人気がありまして、本年も友禅の組合にご協力を得て実施する予定です。ステージイベントにつきましても、先斗町公園の裏手のほうにメインステージを設けますほか、鴨川ふれあい空間ステージということで小ステージも開催する予定にしております。

ちょっと短いですが、鴨川納涼につきましては以上でして、引き続きまして京の七夕についてご説明させていただきます。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

失礼いたします。京都府観光振興課の四辻と申します。よろしく願いいたします。

引き続きまして、11ページの資料をごらんください。「京の七夕」という事業でございます。ことしで7回目を迎えます。京都らしい七夕の事業をさせていただくことで、夏の時期にも観光客の皆様が京都にお越しいただきたいというところで始めております。

旧暦の七夕ということで、正式の旧暦の七夕の日とぴったり合うわけではないんですけども、8月の上旬から1週間、ことしにつきましては8月6日（土）から12日（金）までの7日間、ことしは11日の「山の日」の祝日を含みますが、ここで開催させていただきます。

こちらの実施主体も実行委員会になっておりまして、京の七夕実行委員会ということで京都府、京都市、京都商工会議所、京都仏教会、京都府神社庁ほか、たくさんの団体の方のご協力をいただきまして開催いたしております。

4番の事業計画（案）でございますが、この七夕の実行委員会が開催いたします会場といたしましては、「堀川会場」と「鴨川会場」の2カ所になります。堀川会場は堀川通の御池通から丸太町通と書いておりますが、丸太町通以北につきましても、地元団体さんによって同じようなにぎわいづくりを企画していただいております、一条戻り橋付近までは七夕の飾りつけとイベントが行われます。

堀川会場につきましては、本日の鴨川府民会議という意味では少し場所が該当しないんですけども、中身の事業を簡単にご紹介させていただきます。まず「光の天の川」ということで、堀川の川の周りが遊歩道、道から一段低いところで人だけが通れる遊歩道になっておりますが、そこの中をを使いましていろんなライトアップがされます。「光の天の川」ですとか「光の友禅流し」、願い事短冊を飾りつけました「願い七夕」等、いろいろ飾りつけが行われます。

それと、もう一つ、私ども京都府として担当いたしておりますのが鴨川会場です、先ほどご説明申し上げました鴨川納涼と協同しまして、最初の2日間は鴨川納涼2016と合同開催になっております。こちらも河川敷、美しい公園を整備していただいておりますので、そこに「竹と灯りの散策路」をつくりましたり、鴨川の左岸にプロジェクションアートといたしまして、最近よくプロジェクションマッピングのような形の企画がありますが、そのような形でライアップのイベントを考えております。

それと、すぐ近くに先斗町歌舞練場がございますので京の七夕協賛事業として「舞妓茶屋」ということで、京都らしい舞妓さんの舞いとかを楽しんでいただける事業を共催いたしましたり、ここには書いておりませんが、八坂神社の舞殿でコンサートを共催いたしましたりということで計画しております。終わりました後には、鴨川美化活動といたしまして、鴨川を美しくする会さんにご協力をいただきまして鴨川に感謝するというところで一緒に美化作業も行っております。

それと、鴨川会場の説明を追加させていただきます。昨年までは御池から四条間を主にライトアップしておりましたが、ことしにつきましては仏光寺通まで延ばしております。こちら四条から仏光寺の間もライトの笹飾りですとか風鈴灯という飾りなども飾りまして、にぎわいを四条より南のほうまで創出できるように計画しております。

それから、(2)の「その他会場」なんですけれども、民間の団体さんでありますとか神社関係のところ、この時期に同じように七夕のイベントを開催しようではないかという動きが最近ございます。昨年度も北野天満宮さんなどに紙屋川会場ということで京の七夕にご協力いただいておりますが、ことしもこういう形で同じ時期に七夕会場と連携して京都の七夕ということで開催していただける団体さんとは、連携しながら広報等を一緒に行って相乗効果を生み出したいと思っております。

そのほかには、同じ京都市内の寺社とか京都府域においても七夕飾りをさせていただいたり、お祭のときに京の七夕ということで一緒に広報していただけるような協賛事業をいろいろ募集しております。商店街さん等にも笹飾りなどのご協力をいただいて、皆さん、地域ぐるみで盛り上げにご協力をいただいております。

(4)番ですけれども、放置竹林の整備ということです。七夕は竹をテーマにした飾りつけが大変多ございまして、最近は環境問題としても取り上げられます放置竹林の改善ということで、ほんとにささやかではありますが、七夕の参加メンバーとボランティア様を募りまして放置竹林の伐採活動をしております。去年までは京大の桂キャンパスの放置竹林でやっておりました。ことしは大山崎町内の竹林に皆さん入りまして——ボランティアの方も今から募集を開始しまして——竹林伐採の協力もさせていただこうと思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいま紹介がありました納涼床の話ですが、配っていただきましたのは組合のほうでおつくりになったんだと思います。「鴨川納涼床への誘い」というパンフレットを配っていただきました。ご参考にしていただければと思います。

はい、どうぞ。

○久保

そのパンフレットを配った京都鴨川納涼床協同組合の理事長、久保でございます。

パンフレットのことを言おうと思って手を挙げたわけじゃないです。鴨川納涼なんですけど、今ちょっとご説明があって、あわせて京の七夕の事業概要ということでご説明をいただいたんですけども、これ、鴨川納涼は鴨川の三条大橋から四条大橋と。で、右岸側の河川敷ということで開催場所が書かれてて、2日間は京の七夕のほうもリンクされるということで、連携してと書いてございますね。京の七夕のほうは仏光寺通と御池通ということで書かれてて、鴨川納涼に関しては三条大橋から四条大橋と書いてあるんですけど、この辺のこの動線は同じと考えていいんでしょうか。鴨川納涼に関してです。

というのは、これは御存じのことやと思いますけれどもかなりの人が出るんで、当然仏光寺のほうへ人を逃がして、そこから出ていただくというふうに伝え聞いてはおったんですけども、四条大橋の右岸河川敷と書かれているので、これは出展ブースとかだけの話で、動線は鴨川納涼も仏光寺から出るようにするのかどうかという質問が1点です。

それと、京の七夕の鴨川会場のプロジェクションアート、これ、左岸側を照らす、左岸側に映されるっていうことを考えてらっしゃるんですね。ずっと以前のときに、かなりしょぼいもんでがっくりきたんですけど、そのときに金田座長からもアドバイスがあったと思うんです。向こうに強力な明かりを照らすということは、向こうの木などに鳥類とかが巣づくってる。だから、野生動物、野生動物っていうよりもヌートリアとかの外来種の動物やったらどうでもいいんですけど、日本古来の鳥類なんかに影響が及ばないか、そういうふうなことも配慮した上でなされないといけないんじゃないかっていう話が、以前の府民会議のときに出とったと思うんです。これも含んだ上で、こういうふうな形でまたやろうと思ってらっしゃるのか。だから、グレードを上げたものにして、かつ対岸の日本古来の鳥類等々に迷惑がかからないように、そういうことを含んで考えてらっしゃるのか。この2点について質問させていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○金田座長

お願いします。

○小林（京都府観光連盟）

お答えさせていただきます。まず、1点目のご質問について私のほうからなんですけれども、鴨川納涼の動線ということで、ブースについては四条大橋のところまでという

ことにさせていただいております。といいますのが、四条大橋のところが人のおり上りが非常に多くて、そこにはブースはつくらずに人が滞留しないようにしておるんですけども、さらにおっしゃるように、仏光寺のほうまで明かりを点々とともして散策にふさわしいような雰囲気や醸したり、仏光寺のほうまで楽しんでいただけるような演出を京の七夕と連携して考えているところでございます。それによって、できるだけ四条のゲート付近の混雑を緩和したいと考えているところでございます。

○四辻（京都府商工労働観光部観光振興課副課長）

プロジェクションアートの件でございますが、去年は対岸、左岸に映すイベントはやっておりませんでした。その前には、対岸に簡単なスクリーンのような幕を張って土手のところに映像を映す、アニメーションのような映像を映すというイベントをやっておりました。私も、生態系といいますかどのような鳥類等が生息していて、どのような明かりが影響を与えるのかというのは、去年、ことしとそういう調査結果とか配慮の話を聞き及んでおりませんでしたので、今ちょっとここでお話はできないんですけども、もちろん後ろを車が通りますので車に当たるようなライトは公通上も危険ですから、明かりが向こうに透けて当たってしまうというような設定はないと思っております。

また、おととしのものが余り評判がよくなかったのも、おととしのようなことにならないようにと思ってるんですが、ライトは護岸に当たるような形で考えておりますので、直接樹木に当たったり動物に当たったりということは今想定はしておりません。今から細かく詰めていきますが、その辺に十分配慮して、関係のところにもご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

よろしいでしょうか。動線とプロジェクションアートですか。

○久保

ですから、プロジェクションアートに関しては考えてくださいね。動線に関しては、仏光寺のほうからもどんどん出ていただけるように、四条のところの混雑は最大限回避するという形で考えておられるということでもいいですかね。

○小林（京都府観光連盟）

はい、さようでございます。

○久保

ほんなら結構です。

○金田座長

今、久保委員のほうから紹介がありましたけれども、以前ここで議論したときに、そういう鴨川に生息する動植物の環境に可能な限り影響を及ぼさないようにお願いしたいということは、議論の中で出てきた共通の認識だったと思いますので、その点への配慮をまたどうぞよろしく願いいたします。

何かほかにご質問など。

はい、どうぞ。

○澤

質問でも何でもありませんけど、資料3の9ページのところで「鴨川探検！再発見！」って、子どもたちを集めて魚やら虫やら網でとらせたりとかというイベント。おとし、僕たしか1回参加して投網を持って行って、子どもらがチョウチョウ網みたいなんです。それでは大きい魚がとれへんから、それで投網を持って行って、前はナマズをとったのかな、コイとかも。また、僕もそういうなんでも出て行って、子どもがとれへんような魚とかをとって、できたら見せたいんで、もし参加してもよかったらまた声かけをお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。ぜひ参加していただくとうちのほうも、この前も非常に子どもらも喜んでおりますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

どうぞ。

○西山

私も意見でも何でもありませんが、今おっしゃった2年前、ナマズとっていただいたのがこの生きもの調査のちょうど10月の会ですね。息子と私が参加させていただいてまして、私自身は川とかすごく苦手だったんですけれども、そういう漁協の方であったり土木事務所の方であったりっていう方に、子どもたちと私たち親も一緒に育てていただいて、川のことをすごく大好きになっているので、ほんとに今、澤さんがおっしゃってくださったみたいに、一緒にまた子どもたちのために、私たちのためにしてくださったら大変ありがたいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

どうもありがとうございます。そういう意見をいただくと事務局のほうもまたやりがいが出てきますので、今後ともよろしくお願いします。

○金田座長

ほかに何かご質問などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○北野

滋賀県立大学大学院の北野といいます。

同じく「鴨川の生きもの観察&水質調査」のこの「鴨川探検！再発見！」についてです。私自身も大学ですとか学外で観察会の開催とかを結構やったりしてるんですが、写真を見る限りですと、子どもたちが川に入っているときに余りライフジャケットとか安全対策のようなものをつけていなかったりですとか、また参加者の募集規模が50組という単純計算でいうと100人を超えるようなかなり大きな参加者があると思うので、そういったところで安全管理についてこちら側、開催者側の安全監視員がどれだけの規模でやっているとか、事前に調査してみて深いところがあってそこは行かないように注意喚起をすとか、そういった危機管理・安全監視面について何か対策をやられていることがあればお聞かせください。

○金田座長

事務局のほう、どなたか。

○高嶋（京都府建設交通部河川課技師）

すいません。後ろから失礼いたします。私、河川課の高嶋と申します。よろしくお願いします。

今回の「鴨川の生きもの観察&水質調査」で、先ほどお話しいただきましたように最大50組で100名ということでマックス集まればその人数になるんですが、基本、小学生に1人ないし2人、兄弟であれば2人とか3人っていうのもあるんですけれども、必ず保護者の方に同伴いただいて、保護者の方が少なくとも川で子どもを見張れるようにということで、それは実際川に入る前に注意喚起をさせていただこうと考えております。さらに私たちスタッフも、川の中ですとか近くの北山大橋ですとか河川の堤防から監視をしまして、可能な限りで子どもを見張れるようにというような形で態勢は考えておりま

す。まだ、ここにという確定はしてないんですけども、今のところの案ではそのような形で安全対策を考えております。

以上です。

○金田座長

よろしいでしょうか。ほかに何かご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

今、ライフジャケットとか言わはったけども、僕が思うのは、北山のこの辺というのはそんな深い場所もなく、場所はちゃんとそういうところ選ばれてると思うんやけども、その中で、今まあライフジャケットつけば安全かという、水ってそういうものでもないし。実際僕から見てると、僕ら子どものときってライフジャケットなんてなものをはっきり言うてつけることもなかったし、それで川遊び、深いところも別に小学生でも低学年のときでも平気で泳いで、遊んで溺れたこともあるしいろんなことがある中で、やっぱり今の子どもは大人が先手先手で安全管理をし過ぎるがために危険を知らない。

ほんで、こういう浅いところなんかライフジャケットとかそんなことなしに、大人の目があるなら仮にこけて溺れかけたとしたら何ぼでも助けに行けるんやから、そういうところでわずかな危険を身につけさせて大きな危険に対応できるっていう、こういう子どもを育てんといかんの違うかなと思って。今は余りにも過保護で育て過ぎて、ほんで川へ行ったらライフジャケットつけろと。浅い浅い足首しかないようなところでもライフジャケットつけて遊んでる子どもがいっぱいいると。あれを見たら、ほんま情けないなと思う。

だから、そういうなんじゃなしに、やっぱり大人が管理してるところはたとえ背の届かへん深いところであっても、子どもに飛び込めと、行ってこいと。いざとなったら俺が助けたると。それぐらいの、こういうちょっと過激な発言で申しわけないんやけども、こういう考え方も持ってはどうかというのも一つ思います。ちゃんと大人が管理すればいいんじゃないかと。そういうふうにも捉え方としてひとつ考えてください。

○金田座長

いかがでしょうか。

そういたしましたら、先ほどご意見もございましたが、環境に対する配慮というところ

ろをひとつ十分にご検討をお願いしたいと思います。

(5) 今後議論する課題について

○金田座長

議事の4番目までまいりましたが、議事の5番目は特に、実はこれが本日お考えいただきたいといえますか、念頭においていただきたい点でございます。5番は「今後議論する課題について」でございますが、今後議論すると申しておりますけれども、既にこの鴨川府民会議で議論が始まっているもの、提案されているものもでございます。そういったものも含めまして、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川条例担当課長の北野でございます。よろしく申し上げます。

今後議論する課題ということでございますけれども、その前提として、5月27日に公募の方と新しい有識者の方等を対象に鴨川ギャラリーの除幕式と現地調査を実施しました。その様子がJ:COM（ジェイコム）という有線テレビで5月30日に放映されましたので、それをごらんいただいた後で若干、事務局から議題について説明させていただきます。準備する間、しばらくお待ちください。

(ビデオ上映)

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

いかがでしたでしょうか。参加していただいてない方もいらっしゃるかもしれませんが、全部放映することが難しかったということでございます。

それでは、議事の(5)、ページ数で申し上げますと12ページでございます。既に4月18日に、公募の新しい方にはご説明させていただいているんですけど、第4期で議論してきた内容をまとめてございます。1つ目から6つ目まで、先ほどの放送にもありましたような現地を見ていただいて今後議論する内容を決めていただくというのと、先ほどの説明にもありましたように意思決定機関ではありませんけれども、例えば1番目に「鴨川上流域の環境保全対策について」とあります。上流のほうでございまして、基本的には上流のほうで流れているフツウ川の溪流の河川でございます。そこに台風によって産業廃棄物が出たということで、基本的には治水上直ちに撤去するような内容ではなかったもので、鴨川府民会議で議論していただいて2年間で取っております、新聞でもご案内してますけど8回ぐらい議論していただいております。

2つ目としまして「ふれあい空間」です。文化・芸術の発祥の地の鴨川で、歌やダン

スなど現在のパフォーマンスを発信できるように発信スポットの整備を検討するという
ことで、鴨川で実施される鴨川納涼とか、市川海老蔵さんによる公演を26、27年と――
26年は来ていただきましたけど雨で中止になりましたが――実施しております、これ
も府民会議で意見交換していただいたと。

次が「良好な景観形成について」です。前に説明させていただいておりますけれども、
20年から5年間かけて納涼床の高さとか色とかの設置基準100%達成をした後、今度は二
条―五条間の室外機についてガイドラインを策定し、目隠し等の景観保護を順次実施す
るということも鴨川府民会議で議論していただきました。

鴨川ギャラリーについては先ほどから説明させていただいておりますので、省略させ
ていただきます。

それも踏まえて鴨川環境保全基金ということで、去年から、府民が鴨川を守っていく
という観点から、鴨川の河川美化に係る経費については基金という形で補っていくべき
だとして――鴨川流域懇談会の基本方針というのは、美しくて、親しみがあって、安全
でという3つのことなんですけど、それを目的に一般社団法人「鴨川流域ネットワーク
(仮称)」を設立するというので、3月22日の前回の鴨川府民会議で意見をいただい
たと。

さらに「条例改正について」ということで、条例制定が平成19年7月10日ござい
ますけれども、7年以上経過してるので規制区域とか景観配慮の実効性について再検証
してはどうかとご提案いただきました。

ということで、この2年間、鴨川府民会議のご意見を踏まえまして京都府が施策した
例を挙げております。

こういったことと現地調査を踏まえまして、次回以降、府民会議で議論していただく
内容を、ご意見をいただきながら進めてまいりたいということで、これ以外にも過去に
は、例えば先ほど金田先生がおっしゃった鴨川の中州・寄り洲の問題を7回ほどやっ
ておられます。また、鴨川の高水敷の整備について4回ほどとか規制区域のあり方につ
いて3回とか、迷惑行為について4回とか、いろんなことを議論していただいております。
そういった中で、またご意見をいただきましたら過去に議論した内容を説明させていた
だくと。そういったことも踏まえてやっていただきたいと思いますと思っております。

次の13ページには、こういった形でということで、事務局のほうで例といたしまして
幾つか挙げております。先ほど説明いたしました鴨川アクションプランというのがあり

ますけども、その中で説明させていただいた「『より一層多くの人々から親しまれる鴨川』に向けて」ということをご意見をいただいたらどうかとか、2つ目の「鴨川条例の見直しについて」というのは第4期からずっと出ておりますけども、例えば禁止項目や区域のあり方についてご意見をいただいたらどうか。あと、現地調査でござんいただきましたとおりの「鴨川の土砂堆積」についてご意見をいただいたらどうかですとか、事務局としてこれをするというのではなくて、過去からの議論とかテーマと余り重複しないようなものと、あとは4期からの継続案件ということで、次回以降こういう形で議論してはどうかという例を示させていただいております。ご意見を頂戴できれば幸いです。

○金田座長

これから2年間またいろんなご議論をお願いしないといけないわけですが、どういったことを取り上げて議論するかということにつきましても、もちろん継続の問題がありますので事務局からご提案するということがございますし、こんなことを議論したほうがいいということになりましても、議論するためにはこれまでのいろんな状況の確認をして、それをご報告してもらわないと細かいことがわからないということもございます。ですから、すぐに議論ができるわけではなくて1回か2回先にやるとか、そういうことがしばしば起こると思います。

しかしながら、いずれにしてもいろんな形でご議論をお願いするということにしたいと思っております。そういったことで、ただいま事務局には単に例として挙げていただいただけで、これが全てというわけではもちろんありませんが、例えば2番の鴨川条例の見直しについてで、例として「禁止項目や区域のあり方等」と書いてありますけれども、これにつきましても既にここの場でご議論を一部していただいているわけですが、何か。

はい、どうぞ。

○杉江

鴨川を美しくする会の杉江でございます。

以前にもちょっと提案させていただいておったんですけども、いつごろかなあ、たしか下鴨署のほうから署員の方に来ていただいて、この鴨川条例のバーベキュー禁止区域から除外ということで、高野川の八瀬のほうですか、かなり頻繁にバーベキューをする人がようけ来て結構川が汚れてるというようなこともあったので、何とか規制範囲を

広げてもらえんかという要望があったと思います。

私は、今のバーベキューについては以前からずっと考えておったんですけども、規制ばっかしではやはり鴨川によさというのなかなかわかってもらえへんという面もあるので――今、雲ヶ畑の街道のところに京都市さんが管理しておられるんですけども、蛍谷のキャンプ場がございます。そこを今後何とか、さまざまな皆さん方の意見を聞いて京都市さんのほうにも汗をかいていただき、鴨川沿いでバーベキューもできるよというような環境になれば、そのエリアにまた人が集まり――ある面から言うたら、どうしても雲ヶ畑の上流、源流域のほうは不法投棄というのが結構ようけ今までもありました。そうして人がようけ集まることによって、またそういったもんもみんなの目で防止できるかなあと思ったりもしております。

ですから、それなりの施設の整備なんかも必要と思われまますので、今後また有料でそういうところを開放するような方向づけで、皆さんそれぞれ知恵を出し合ってここ一、二年かけて、そういった方向づけで検討していただいたらありがたいと思います。

以上です。

○金田座長

ただいまの件につきまして、ちょっと説明を補足させていただきたいと思います。鴨川の河川敷においては、いろんなことをより多くの方々に快適に楽しんでいただくためにというのが一番の目的なんですけども、そのために例えば打ち上げ花火はだめだとかということも書いております。それから、バーベキューなどをやるのは好ましくないという感覚はあるんですけども全面禁止とはしてなくて、バーベキュー禁止区域というのを設定はしているんですが、それがわかりにくい状況になっているということと、河川沿いの部分がどんどん市街化しておりまして、居住地と近接してるためにバーベキューの住宅地に対する悪影響が出やすい状況になっているということもございます。さらに、鴨川の規制対象の範囲外の部分になるんですが、先ほど杉江委員から紹介がありました八瀬のほうからその上流で盛んにバーベキューをやる人がいて、かえっていろんな問題が起こっている、そのための苦情が警察にも寄せられているというようなことの紹介がありました。

したがいまして、そこもご議論をお願いしないといけないんですが、最初にバーベキューの規制ということ考えたときには、いきなり全面禁止にしてしまっているものだろうかという、我々の会議のほうの戸惑いがありまして、そういった形になっているわ

けです。しかし、もうじき10年目の第5期に入るという段階で、そのことについて改めてご検討をお願いしたいと思います。

その間に生じたというか、出てきました状況を一つつけ加えさせていただきたいと思います。鴨川と桂川と宇治川が合流するところがもうちょっと下流にありますが、我々は簡単に三川合流地帯と言っていますが、その合流の背割堤のところは八幡市の、あれは八幡市になるんですかね。ちょっと行政区画は正確に今思い出せませんが、そこに河川工事事務所の施設を新設することになりまして、河川管理の方法についても含めて議論をしました。たまたまその座長を私が仰せつかったものですから、そこで状況を確認したんですが、特に背割堤の桜並木のところは両側が河川敷なので、ここはバーベキューなどをやっても周りの住宅地などに被害を及ぼさないということがはっきりしておりまして、むしろそこは積極的にそういうことをやっていただいて結構だという方法で河川管理をしていくことになりました。

したがって、私はやっぱり鴨川全体からバーベキューをするということ、基本的にはあんまり悪いことでは何もないんですけれども、全体を規制してだめという形にしてしまうことには、もちろんためらいがございました。委員の方々は皆さんそうだったと思うんですが、最近、そういうことで下流のほうで積極的にバーベキューをやっていただいて構わないと、そのための管理体制も整えるということですので、そこをお願いするような形をとるのも一つの方法としてあり得ると思います。

したがって、そのあたりの情報も含めて一度事務局に整理していただいて、今の杉江委員のご提案もご致しますし、改めてご議論をお願いしたいと思っております。この「禁止項目や区域のあり方等」と書いてある中には、そういうものも含まれるということでご致します。

ちょっとつけ加えさせていただきましたが、ほかに何かご提案やら。

はい、どうぞ。

○小林（明）

2つ、提案になるのかわからないんですけれども、お伝えできれば。というのは、今、金田先におっしゃっていただいた2番の「鴨川条例の見直しについて」の例に加えてなんですけれども、例として挙がっているのはそういった内容ですが、1に挙がっている「親しまれる鴨川」に関する条文、私もまだ条文を一生懸命読み込んでしっかり頭に入ってるわけではないんですが、私が見る限り第25条の「鴨川四季の日」の条文に、親し

まれるというか魅力を発信するという項目がぎゅっと濃縮して入っているのかなと思います。鴨川四季の日というのはやはり長年されていて、実績として大変素晴らしいと思いますし、続けていくことに全く異論はないんですけれども、もっと可能性もほかにあるんじゃないかなと思いますので、鴨川四季の日に限らず、もっと理解を深める取り組み、醸成する取り組みを行うとか、もうちょっと広域的な親しまれる鴨川に向けた条文が一つあればいいんじゃないかなと思ったところです。ですから、1と2をあわせたような議論ができたらいいのではないかなというのが1つ目の提案です。

もう一つは、この鴨川府民会議のあり方なんですけれども、私も第4期ですか、第4期から出席させていただいて、過去のとても深いさまざまな議論がなされた上での会議だったので、最初のうちはついていくのに一生懸命過ぎて全く内容が理解できなかったところがあります。それを少しでも改善する一つのアイデアとしては、会議が終わった後、すごく大変な思いをされてつくられた議事録が送られてきまして、それは発言をほんとにきれいに拾っていただいたような数ページにわたる議事録なんですけれども、もし可能であれば、例えばきょうの議事次第にある議事（1）から（5）に関して、こういった意見が出ました、こういった意見が出ましたというA4 1枚ぐらいの箇条書き程度のものが次の会議のときに手元にあると、前と同じ意見だなとか、議論が積み重なっていくというか、そういうのが目に見えるのではないかなとちょっと思いまして、2つ目の提案をさせていただきます。

○金田座長

その点もまた事務局も含めて検討させていただきたいと思います。

よろしいですか。どうぞ。

○中村

中村です。

先ほど金田先生がおっしゃった鴨川条例の見直しの一環で、鴨川でのバーベキューについてなんですけれど、三川合流のところはほんとによく行くんですが、楽しそうにバーベキューをされてるところです。鴨川に関しても下流域、鳥羽街道から下流ですか、あの辺に関しては地域の方がこぞって鴨川へ来られて、一緒に食事したりすごく楽しいことをやってられる機会が多いですね。私、実を言いますと鴨川で源流から合流地点までのリレー探鳥会というのをやってるんですね、月に1回。もう16年になるんですが、ほんとに下流のほうは鴨川で皆さん楽しそうにそういったイベント、このようなことを

やってられます。あそこからバーベキューを取り上げるというのは、ちょっと私は賛成できないんです。ですから、全面禁止の方向で考えるというのはいかななものかと思えます。

以上です。

金田

どうぞ。

○土屋

土屋です。

第1期から参加させていただいてまして、まずこの鴨川条例の安心・安全、美しくというコンセプトなんですけど、最初のころは現地の視察にお供したりしてたんですけども、不法投棄のみならずホームレスっていうんですかね、不法住居者であったり、さらには特に下流域では護岸も含めまして不当に河川を使用している人がいて、畑とかそういったものが随分あったわけです。しかし、今8年たちまして拝見していると、非常に鴨川が美しくなったなあと、全体にそういう感じを非常に受けてます。日本国内でもそうですし、海外のいろんな河川と比較しても、鴨川ってほんとに美しい川なのかなっていうぐあいに最近感じてはいるんですけども。

さっき杉江さんが言われました、少しは親しんでもらえるような機会って、これは極めて賛成なんですけれども、当初、中村さんなんかのお話を伺っているとむしろ利用者の利用方マナーが極めて悪いというように受けまして、そんなに悪いんですかっていうことを感じたわけです。それが、今どういうぐあいに啓蒙活動が成果をあらわしているのかということも、第5期に入るに当たってデータ等も含めて話を聞かせていただけると非常にいいかなと。

初期のころはデータがたくさん出てたんですね。例えば、寄り洲・中州がどういうぐあいに削れて、どういうぐあいに生態系が変わったとか、そういったいろんな細かいデータが出てきてましたし、アユの遡上でどれだけ上がってきたとかという、そのことなんか非常に感激した記憶があるんです。実際面で安心・安全、美しく、なおかつ環境に優しいという、そういったことをデータ面でも、数字を拾うのは大変なのかもわかりませんが、聞かせていただけると実感できるかなと、こんなふうに感じております。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに。

○田中

関連したことになると思うんですが、バーベキューの問題にも関連してパトロールしておられますよね、自動車で、ずっと。そのパトロールしてる中で、こういう陽気になって暑くなってきましたと、バーベキューも当然ながらあちこちでこそつとされる方も出てくると思うんですけれど、パトロールの中では現在——正式な書面の記録はまだ出ていないと思うんですが、やってられる方とトラブルが起きたとか、あるいは何件注意してきょう1日でこういうことがあったとか、そういう問題を簡単なことでもいいんですが今、口頭では無理でしょうか。あるいはないとか、あるとか。

○西田（京都府京都土木事務所管理室長）

後ろから失礼します。京都土木事務所管理室長の西田でございます。

今お話がありましたバーベキューの件でございます。私ども4月から3月まで、冬場の期間を除きましてバーベキューの禁止区域等の調査、花火も含めてですけど、パトロールしております。昨年度27年4月から3月までの現在の集計では禁止区域、出町と柵野がございますが、禁止区域で我々がパトロールしてる中では、禁止区域でやられていたというのは出町の部分ではございませんでした。昨年度は。柵野のほうで15件ほどありまして、直ちに中止していただいております。それ以外で、禁止区域外でやられている場合、一応、ごみの処理をちゃんとしてください、持ち帰ってくださいという注意をしております。大体それが55件見られたところでございます。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。よろしく申し上げます。

○杉江

こっち、ちょっと資料入ってる分、見ていただいたらいいんですけど、この条例ができるまでは、私の記憶では北山より以北、上賀茂橋付近は特に、もう少し上のほうもあったんですけども、川の中にビールのジュラルミンのたるとかバーベキューの焼き台、そういったもんが全部ほかされてたということが多々ありました。この条例ができてからいうのは、そういう大きいのは見たことないですわ。

だから、ある程度、鴨川に来られる方がそういう面において意識なさってるんかと思

うんですけどね。だから、そういった面はかなりそれなりの効果が上がっていると。一時はよく手前どもの耳に入ってくることは、鴨川が規制したおかげで滋賀県の安曇川の辺がどんどんバーベキューで、どうかしてるというようなことで情報も聞いたんです。そんなんで、ある程度、周知徹底されてくるとそれなりに効果が出てくるというのは事実やと思います。

それと、ちょっとこれ同じ鴨川のごみのことについてですけども、御存じのとおり、当会のほうも50年からこういうごみ拾いをやってる会なんですけども、これ見てください。去年、ことしにかけてこれだけね、全然減らないんですよ。皆さん、何かええ知恵ないですか、ほんまに。今、当会は定例で年4回やっております。ここに来ておられるメンバーの方も鴨川の掃除に来ていただいておりますけど、どうしたら減るのかなと思てね。ほんまに、つくづく私自身も悩んでるんです。

確かに啓発活動よくしておるんです。それぞれ鴨川に来ておられる方に聞くと、鴨川きれいになったしとかいう意見もよく聞くんですけど、実際に掃除すると——だから、一番最近ではこの6月5日、これがそうですわ。五条と丸太町の間にごみがこんだけですわ。その前の4月29日がこれですわ。さすがに北山—北大路間は距離も短いし、なかなか風光明媚なところで、ごみの量は少なかつたんですけども。いずれにしても、どうしてこんな減らへんのかなあと思てね。それこそ、やっても切りないのかなと思います。特に京都土木の管理室については大変やと思います。我々は年に四、五回しかやっておりませんが、それでもこんな状態ですのでね。ここまた1年、2年かけて、いい知恵があれば委員さんの意見をお聞きしたいと思しますので、よろしく願います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○土居

私も鴨川府民会議に1期から参加させていただいております。当初のころから考えますと、鴨川をウォーキングしたりランニングしたりする海外のメンバーが非常に多くなっております。特に東京オリンピックがございますので、そういった意味で、鴨川が親しまれるという点につきましても海外のメンバー、それから東京オリンピックを一つの区切りっていうか、そういうものをもって、もう少し短期・中期・長期の具体的な親しまれ方みたいなものの議論も必要ではないかなあと思っております。特に、早朝の海外のメンバーのランニングとかウォーキングがとても多いのにびっくりしております。

また、時間的な差につきましても、昼間だけではなくて早朝、夕方、それから夜もランニングしてる方が多いですから、そういった形での安全対策等も必要になってまいりますし、具体的な親しまれ方のイメージっていうか、それをもう少し時間で区切って議論させていただければなあと思います。

○金田座長

この鴨川府民会議が始まった当時に比べると利用のパターンが変わりつつあるということですね。それを視野に入れてという意味でご発言いただいていると思います。それでよろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

これは今後の議題としてということなんで、僕ら漁業組合もそやし、「京の川の恵みを活かす会」っていう団体で今、鴨川の各堰堤に仮設魚道をつくってる。こういう仮設魚道って何のためやいうたら、海からとか下流から来た魚類とかが堰堤で区切られてるがために上れないと。それを手助けしてるんやけども、これを活かす会で活動として5年間続けてアユの遡上とかの実績がどんどん積み重ねられてきてる中で、鴨川における漁業組合どうのこうのっていうか、京都の水産資源の活用としていよいよほんまに——やっぱり魚が海から、特に夏で川の魚といえばアユですよ。これ、資源としても資産としてもすごい価値があるもんなんですよね。

それが今、固定した堰堤があるがために上れないと。これを一工夫することによって、どんどん上れると。考え方としては嫌らしいかもしれんけども、いうたら海からただで現金が上がってくるんですよ、アユというのは。これちょっと言い方が、表現としていい悪いは別にして、実際の話、アユというのは日本全国で考えたら何十億、下手したら何兆円産業なんです。これを鴨川は今ほんまに無駄にせきとめてしめて、上れない、資源として活用できない状況にしてる。

やっぱり水産資源の活用、ただで手に入るこういう資源を活用せずに捨ててるというのは非常にもったいないことで、遡上実績とかを活かす会でカウントしたりしてる中でどんどん見えてきてね。こんな場でも、ちょっと鴨川のアユをとってきてみんな一匹ずつ食べてみてくださいってできるぐらいの資源がいよいよ出てきそうな状況になってる中で、河川整備の計画として水産資源を活用していこうという方向も今一度、検討し

てもらえへんかなあというのが僕からの要望です。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○西山

先ほどおっしゃってた、どうしたらごみがなくなるのかなあっていうことで意見をということだったので、子どもを連れて1週間に1回ないし月に何回か鴨川を勝手に、パトロールのように鴨川どうなってるかというのをずっと見ている者として。私の息子が去年の夏に1カ月間ずっと鴨川にどんなごみがあるかっていうのを調べまして、鴨川の土手もなんですけれども、鴨川の水の中にも入って1カ月ずうっとごみを集め、それを夏休みの自由研究というか学校の宿題で「鴨川環境新聞」というので京都新聞に出させていただいたんです。

やはり、子どもなんですけれどもごみがあること、土手にもあるんですけど川の中に物すごくごみがあったというのが息子にとったら衝撃で。それを学校の中で発表しましたところ、子どもたち、同級生なりに学校で展示していただき、ほかの学校の先生にも見ていただき、京都新聞で発表・展示をしていただいたことでほかの学校にも波及していろんな広がりがあって、子どもたちが、川っていうのはただ水が流れているんじゃないくて、中にこんなに生き物がいたんだ、こんな世界が広がっていたんだということを知るきっかけになれたと思うんです。

上手に言えないんですが、きょういただいた本の中に「わたしたちの鴨川」っていう本があるんですけれども、ごみを減らすためには「わたしたちの」という意識をいかに持つか。そのためには、やはり子どもたち、それに付随して親がついてきますね。子どもって、思った以上に正義感が強いですし、川の中にこんなに生き物がいるんだ、川の周りにこんな生き物がいるんだ、こんな人たちがみんな努力しているんだということを知れば、すごく意識が変わると思うんです。子どもが変わると親もそんな恥ずかしいことはしてられないので、親もやっぱり正しく川を大事にしようというお手本になろうと努力をしたいと思います。

ことし、息子は5年生になったんですけれども、5年生の下の教科書に鴨川のことが載っているというので、すごく楽しみに待っているんです。そうやって、川ってただ水が流れてるんじゃないくて、生き物がいて、いろんな人がいて、川っていろんなことがそ

れぞれ大事にされて存在してるんだよっていうことを子どもたちに言っていけば、もっともっと啓発していけば、だんだん「わたしたちの」——自分の家にごみをいろんなとこにほかす人ってなかなかないと思うので、自分たちの川として鴨川を捉えられるように何か子どもを巻き込んで、親を巻き込んでの取り組みをもっと広げていけたら、もしかしたらごみが減るきっかけの一つになるのではないかなと私としては思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

○川崎

ただいまのご意見ともちょっと関連するかもしれませんが、先ほどのバーベキューにしても禁止区域以外、その他の区域でも注意を徹底していくことで、先ほどの年間に55件ということは1週間に1件とかそれぐらいの割合になるかもしれないんですけど、やっぱり恐らくこれでは不十分だということは思います。こういうときに一番いいのは、例えば道路なんかでは強烈なイメージをつくるものが、禁止ということが必要じゃないかと思ってまして、道路ですとたばこのポイ捨て禁止やと罰金どうのこうのってありますね。

鴨川でも、全域にすると大変だと思うので、まずはどっかの一部区間はある部分に絞って、たばこでもいいですしプラスチックごみでもそうなんですけど、プラスチックごみとか缶とかに対して禁止区域っていうのを設けて罰金とかをやると。一部禁止区域があればそれが広がって、まずは一部からスタートすればそれがPRになって、市民に鴨川って川でこういうことするの初めてかというふうな——鴨川条例というのも日本で初めて川の条例がつくられたので、それぐらいの起爆剤みたいなことをちょっとやって、厳しいルールを1ポイントだけ与えるというのも一つの方法なのではないかなと思うんですが。なかなか行政的には難しいといういろんなハードルがあると思うんですけども、道路のほうではそれができてるので、川のほうでももしかしたらできるかもしれないという、一度ご検討いただいたらどうかなと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○宮下

初めて参加させていただきました。いろいろ課題がたくさんあるなということを感じたんですけども、一つ議題としてといたしますか、1番の「より一層多くの人々から親しまれる鴨川」というテーマについてなんですが、今おっしゃられたように子どもの目線で見えていくということも非常に大事なことじゃないかと思っています。私はやっぱり未来の大人になっていく子ども、こういった子どもたちが親しみのある鴨川にしていくことが、後々に大きな影響を与えてくるんじゃないかなあと考えております。

それと、もう一つのポイントとしてはやはり生態系ですね。生態系が豊かな鴨川というのが非常に魅力のある、子どもにも魅力のある環境になっていくんじゃないかと思っています。この会議の中には漁業組合さんだとか鳥類の方とか——私は昆虫が好きで小さいときはトンボとかチョウチョウを追いまくって、鴨川でもとった覚えがあるんですが、ここには昆虫の専門の方がおられないのでちょっと残念なんですけれども。私がこの会に参加した大きな夢としては、鴨川に蛍が飛んでると。一部、みそそぎ川とか出町柳で蛍の環境保全をやっておられるところもあるんですけども、もう少し広がっていったらいいなというような夢みたいなものを持ってるんです。

なかなか大変な環境づくりが必要やと思うんですけども、提案としては、生態系をどのように改善していく課題があるか、そういったこともこの中で議論していただいて、専門の方もおられるので、昆虫の方も入れてもらって議論していただいて、アユがどんどん上がってくる——この間、現地調査で終野ですか、行きまして、あそこはかなり環境的に恵まれたところかなあと見て見ましたが、モンシロチョウとかクロアゲハとかそういうなんも見られましたし、トンボも飛んでいました。鳥も一生懸命見てたんですが、林の中でチッチチッチいう声はするんですけど姿は見えませんでした。

ああいうようなところは環境がかなりよくなってると思うんですけども、もっと全体的に生態系にどのような課題があるのか、そしてそれを保護するためにはどうしたらいいのか、さらに子どもにそういう観察会を多く持って、きょう説明で生き物の観察会という発表があったんですけども、ぜひ魚だけじゃなくて鳥とかあるいは——私も清掃活動して鴨川の堤防を歩いてるといろんな花が咲いています。ですから、そういう花にも興味を持てるような啓発をすとか、そういう自然に対してもう少し何かできないかどうか、こういったものの議論もしていただければ私としてはうれしいかなと思っていますので、一つの参考をお願いしたいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

生態系にかかわる議論はずっと基本的な課題の一つでございます。今、これから進めるべきことについてお伺いしております。

○杉江

ちょっと、これからのことで。

○金田座長

ちょっとお待ちください。それで、本日予定は4時ごろまでと考えておりまして、もちろん本日のいただいた議論だけで終わるつもりはもちろんです。これからの話でございますので、これはスタートというふうにお考えいただきまして、いろいろまたご提案をお願いしたいと思いますけれども、どうしても本日お話しになりたいということがございましたら、手短かにお願いしたいと思います。

○杉江

ちょっと簡単に。

○金田座長

はい。

○杉江

今の鴨川の土砂についてということですが、以前、私も提案させていただいたんですけど、北山山系がかなり山が荒廃しております。特に鴨川沿いの山というのが崩落がかなり始まっております。だから、少し雨が降れば土砂が鴨川に流れ込んで、行く行くはまたこっちの中州・寄り洲がどんどんふえていくという今の現状です。特に、せんだって皆さん方が行かれた柘野堰堤の浚渫も一応終わりましたけども、これ1回また雨が降るとすぐまたたまります。

ですから、根本的に健全な山を取り戻すということ、今回委員になられた森林関係の方もおられますから、長期的な展望で、それこそ「緑のダム」と言われるぐらいに健全な山に戻すようなさまざまな知恵を出したらどうかと思います。崩落、また土砂が流れ込むある一定の歯どめとして、それなりの砂防の堰堤ダムというのを期限つきなんかでも一回ちょっと考えて。そうでないと、ちょっと雨が降るとすぐに中流域まで土砂が流れ込むという状態ですので、できれば柘野の砂防堰堤クラスのを山がきれいに戻るまで一回考えたらどうか。これは治水問題も兼ねてということになりますので、今後また皆さん方と議論を交わしたいと思います。よろしく。

○金田座長

ありがとうございます。

そうしましたら、本日は特にこれからのスタートのためのいろいろなご議論をいただいておりますけれども、次回からこの全てを一遍に取り上げることはもちろんできないんですけれども、順番にまたご議論をお願いしたいと思います。

本日のところはこれで司会をお戻ししますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

どうもありがとうございました。

それで、今のご意見を踏まえて、金田先生がおっしゃるように過去から議論しているものもありますので、その紹介も含めて次回、整理して議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして河川課の理事の徳元から一言ご挨拶を申し上げます。

○徳元（京都府建設交通部理事）

京都府建設交通部の徳元でございます。

すいません。きょうは議会の委員会と重なってしまいまして、おくれてまいりまして申しわけございませんでした。また、長時間にわたりまして熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

きょうから新たに14名のメンバーをお迎えいたしまして、全体で27名でございますので半分入れかわったことになりますけれども、第5期の鴨川府民会議が始まったわけでございます。今、議論にもいろいろございましたが、本当に世の中が変わっていくのが非常に早いものでございます。我々、治水をやっておりますけれども、治水につきましてもここ数年ニュースなんかでも出ておりますように、これまでなかったような雨が降るようになってきております。河川改修だけではなかなか足りなくて、できるだけ川に出てこないように流域でいかに水をためるかですとか、あるいは想定しなかったような大雨が出たときにいかに安全に早く避難していただくか、そのための情報提供をしていくかといったあたりに最近移ってきておりますが、これとあわせまして環境ですとか利用に関しましても、ただいまご意見いただきましたように、府民あるいは鴨川を利用しておられる皆様のニーズというのが、どんどん変わってきておるといのが実態ではないかと思っております。

そういった意味からもまた新しい視点からいろいろこの府民会議でご議論いただきまして、できる限りそういったものを私どもが施策に取り込んでいくことで、「親しまれる鴨川づくり」というものをしっかり進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きさまざまな面からご意見をいただければと思っておる次第でございます。

本日はどうもありがとうございました。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、次回の日程は9月7日水曜日を予定してございます。また事務局でご連絡させていただきます。あと、冒頭でも申し上げましたけれども、お手元の右上に「回収資料」とある新聞集を回収させていただきますので、よろしく願いいたします。鴨川セットは事務局に言っていただかずにお持ちいただいて結構ですので。次回からまた同じようなものをセットさせていただきますが、次回からはお持ちいただかないように。また入用なのでよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりどうもありがとうございました。これで第34回鴨川府民会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

[午後 4時01分 閉会]